

平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ イ コ ー 代 表 者 名 代表取締役社長 名屋佑一郎 (コード番号:6787 JASDAQ) 問 合 せ 先 執行役員経理本部長 石 渡 仁 T E L 0467-76-6001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月28日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第40期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役につきましても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第25条(取締役の責任免除)、および第34条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条~第24条 (省略)	第1条~第24条 (現行通り)
(取締役の責任免除) 第 25 条 (省略)	(取締役の責任免除) 第 25 条 (現行通り)
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第 26 条~第 33 条 (省略)	第 26 条~第 33 条 (現行通り)
(監査役の責任免除) 第34条 (省略)	(監査役の責任免除) 第34条 (現行通り)
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第 35 条~第 39 条 (省略)	第 35 条〜第 39 条 (現行通り)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月25日(木) 定款変更の効力発生日

平成27年6月25日(木)

以上